

令和2年8月 岡崎市文化財保護審議会会議録

開催日時：令和2年8月24日（月） 午前9時30分～正午

開催場所：岡崎市役所東庁舎2階 大会議室

出席委員：12名

加藤安信委員（会長）・野本欽也委員（会長職務代理者）・内田尚之委員・荻野嘉美委員・奥田敏春委員・杉坂美典委員・杉野丞委員・鷹巣純委員・山田伸子委員・渡邊幹男委員・堀江登志実委員・荒井信貴委員

欠席委員：0名

説明のために出席した事務局職員：9名

社会教育課：中村耕課長・柴田英代副課長・菅沼貴之岡崎城跡係長・岡山幸男文化財係長・山口遥介主査・浅井幸恵主査・武田穂波主事・中根綾香主事・小林巧主事

傍聴者：なし

議事内容

1 協議事項

- (1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（坂谷曲輪発掘調査）について
- (2) 市指定有形文化財（建造物）甲山寺本堂（護摩堂）の現状変更について
- (3) 市指定史跡松平広忠公御廟所保存修理事業について

2 報告事項

- (1) 市指定有形文化財（建造物）日吉山王社本殿保存修理事業について
- (2) 岡崎市文化財保存活用地域計画について
- (3) 愛知県指定文化財の指定について

3 その他

議題及び議事の要旨

1 協議事項

- (1) 市指定史跡岡崎城跡の現状変更（坂谷曲輪発掘調査）について

【社会教育課説明】

『岡崎城跡整備基本計画 - 平成28年度改訂版 - 』に基づき、岡崎城跡の城郭遺構を把握することを目的とした発掘調査を行うため、市指定史跡岡崎城跡の現状変更を行う。調査対象地は坂谷曲輪とし、特に坂谷門を中心に行い、坂谷門桁形内の状況、坂谷門（外門、内門）、坂谷門石垣の下層部、坂谷曲輪平坦面の遺構（石組溝、土塀基礎等）の残存状況の確認を目的としたトレンチを4か所設定する。調査着手は令和3年1月、終了は3月を予定している。

調査は岡崎城跡の曲輪遺構を解明することを目的とした発掘調査であり、史跡の価値の向上に資する調査である。ただし、不要な掘削は最小限にとどめ、史跡への影響を最小とするものとする。

【質疑応答】

委員：調査によって石組み等の遺構が出てきた場合、それらをどうするつもりか。

事務局：露出したままで危ないものは埋め戻すことも検討する。

委員：確認された遺構をどのように活用していくかという整備の方針を定めていく必要がある。現況確認と併せ、看板等で遺構を告知するような活用の方向性も持っていた方が良いのではないか。

委員：整備をどのようにしていくかは、今後深く考えていく必要がある。事務局として、まずは遺構の確認を行うという考えであれば、石垣は露呈しておいてもすぐに崩れることはないが、遺構の保存のため埋め戻しも含め検討する必要がある。

事務局：現在は、発掘調査で内容を確認することが主眼になっている。数年にわたって調査をしているため、その後のことも考えていく必要があるが、発掘調査の段階でいいものが出てきたとしても、安全面等からそのまま公開をすることは難しい。いただいた意見も含め、今後は具体的な整備について考えていきたい。

委員：本協議事項については、意見を踏まえ、提案どおり進めていただきたい。

（２）市指定有形文化財（建造物）甲山寺本堂（護摩堂）の現状変更について

【社会教育課説明】

伊勢湾台風後に設置された甲山寺本堂正面脇の棧唐戸４対について、板材が痩せて隙間が生じ、堂内に風雨が吹き込む状態となっている。堂内の天井画や仏像への影響も懸念されることから、棧唐戸の取替を行うため、現状変更の手続きを取る。

なお、今回の扉の取替については、材質、形状を現在のものに倣うため、現状変更の対象ではないとも理解できるが、建物の顔にあたる正面の脇扉４対の取替であるため現状変更の手続きをとることとする。

【質疑応答】

委員：昭和３４年の取替以前の仕様はわかるか。

事務局：以前の棧唐戸は残っておらず、また、仕様を変更した記録もない。伊勢湾台風の被害を受けての取替でわざわざ仕様を変更したとは考えられず、また御住職から天台宗の寺院によく見られる扉の仕様であるという話を伺っているので、以前からこの仕様であったと思われる。以上を踏まえ、今回の取替でも現在の仕様に倣うこととした。

委員：３年前に屋根の葺き替えを行った際、正面中央の扉が後世にかなり替えられたものだったので、併せて修復した。今回は、その中央扉の両脇の扉が対象であり、正面扉との調和を考え、今回の現状変更の内容は妥当であると思われる。

委員：本協議事項については、意見を踏まえ、提案どおり進めていただきたい。

（３）市指定史跡松平広忠公御廟所保存修理事業について

【社会教育課説明】

平成３１年２月文化財保護審議会において諮問し、答申を受けた松平広忠公御廟所保存修理事業（平成３１年４月１日～令和４年３月３１日）のうち、令和３年度実施予定の門の修理について、門の瓦、門扉、塗りの修理方針を検討中である。なお、現在門の横にある控え柱は撤去する。

瓦については、現在複数文様が見られるが、今回の修理のタイミングで１種類に統一したいと考えている。

門扉は、史跡指定後に取り替えられたものであるため、本来の門の間口に合う門扉を新造する。詳細な意匠については、今後検討を進める。

塗りは、幕末段階の白木の門への復原と近代整備以降の赤色への復原の2案がある。他の修理事業の復原時期との整合性を図るため、近代整備以降の赤色で復原を進めていく予定だが、赤色の材料については検討を進める。

【質疑応答】

委員：明治のある時期に市内各所のお寺を写した絵図が描かれている。松應寺の門の扉の様式については、その絵図を検討し、復原することが望ましい。塗りは、白木の方が旧状を反映しており、絵図を見るに扉を赤く塗ると塀と併せて赤一色単になってしまうのではないか。

事務局：絵図に描かれている赤い塀は、明治に入ってから取り壊されており、現状では門が残っているだけであり、今回の保存修理事業では、塀は復元しない。また、文献等から幕末には門扉が白木であったことはわかっているが、今回の保存修理事業では、明治期の絵図にも描かれていない明治23年以降に新しく作られたと考えられる土塀を現状のとおり修理していく方針であり、保存修理事業全体として年代的に整合性をとるのであれば現状の赤色を踏襲していくことが望ましいと思われる。

委員：建物の復原には、できるだけ古い年代のものに近づけるなどの原則はあるのか。

委員：まず、今回修理する門は、建造物指定ではなく、指定史跡内にある建物である。建造物の復原の考え方が、一般的に建てられた当初に復原できるのであれば、その根拠を集めてその時代のもを復原する。しかし、今回の場合、絵図等を見れば、幕末頃には瓦葺でなかったことなど様々な痕跡をつかむことができるが、保存修理方針として時代設定を行う際には、江戸後期の建てられた当初まで遡ることは困難であり、明治期が遡りうる時代設定であると思われる。塗りについては、明治期以降に塗られた赤に積極的に塗りなおすことまでは必要としないのではないかと思う。

委員：塗りについては、今後十分に考えていただく必要がある。今回の復原に際し、現状の材も使用するのか。

事務局：取り替える部分もあるが、使えるものは使う予定である。

先の御指摘は、瓦は踏襲し、色については塗りなおししないということによいか。

委員：近代に統一していないという指摘はあるかと思うが、あえて赤に塗りなおさなくとも、現状全体に色が残っているので、それで留めておくことも一つの方法であると個人的には考える。赤に塗りなおすのであれば、より確実な根拠が必要となるかと思うので塗りなおしについては慎重になった方がよい。

委員：修理した場合、経緯を含めて門の前に説明板等を設置する予定か。

事務局：門だけのために看板を設置する予定はないが、今回の保存修理事業についての報告書は作成予定である。

委員：見学に来た方が誤解されないように、塀を含めて何か説明があればより良い理解につながると思われる。

事務局：お寺の方と協議をする。

委員：門の控え柱を撤去して強度に問題はないか。

事務局：現在は、屋根の上に土が乗っているが、から葺にするので重量も減るため、強度は問題ないと思う。

委員：控え柱を撤去することは、景観的にもよいと思われる。

委員：デザイン案に門が描かれているが、参考としている絵図や滝山東照宮の中門には門は見受けられない。門になにかこだわりはあるのか。

事務局：復原案としては現状に倣うことを基本としているが、門としてどのようなものが適当かということはまだ検討中である。

委員：門は常時閉めておくのか。

事務局：門は常時開けており、閉めることはほとんどない。

委員：本協議事項については、意見を踏まえ、提案どおり進めていただきたい。

2 報告事項

(1) 市指定有形文化財（建造物）日吉山王社本殿保存修理事業について

【社会教育課説明】

平成31年4月から2か年で行っている市指定文化財 日吉山王社本殿 保存修理事業について、修理経過を報告する。

今回修理では、接木や根継して使える部材はなるべく再用するようにしており、接木等を含め、補足する部材にはすべて年度を記した焼き印を押し、古材と区別できるようにしている。また、桔木金具といった大きな金具は、打ち直して色塗りし、再用している。

現在は、鬼瓦の製作や、縁廻りの木部材の補修などが進んでいる。屋根部分は、柿葺きの前段階まで進んでおり、10月初めに小中学生や一般向けの見学会、令和3年2月頃には仮設足場の解体を行い、3月下旬に施工完了を見込んでいる。

【質疑応答】

委員：日吉山王社本殿が盛り土の上に建てられ、また、七間社として横に長いために修理以前は不同沈下で建物が傾いてしまっていた。そのため、今回の保存修理では、地下をあまり掘らず、コンクリートで地盤の補強を行った。なお、盛り土であったため地下遺構に大きな影響は与えないと考えられる。

(2) 岡崎市文化財保存活用地域計画について

【社会教育課説明】

現在作成中の岡崎市文化財保存地域計画について報告する。特に『5章 岡崎の歴史文化の特徴』に記載する関連文化財群について御確認していただきたい。

文化財の種類ごとに岡崎の歴史文化の特徴を記載し、関連文化財群として設定した。関連文化財群とは、それぞれの文化財を関連付け、ストーリー立てて、包括的に文化財の保存活用を図るものである。また、関連文化財群を面的に地図に落とし、重点的に措置を執行していく文化財保存活用区域として設定する。

今後課題の検討を行った上で、措置の設定、保存活用推進体制の構築を計画に記載していく。

【質疑応答】

委員：文化庁は、既に指定・登録を受けた文化財か未指定の文化財かどちらを中心に計画を作るべきと考えているのか。

事務局：指定・登録を受けている既存の文化財を核として地域計画を作成する。ただし、

未指定文化財についても本計画に含めていき、新たな文化財の調査を行うような措置を記載する。

委員：関連文化財群は地域ごとの特色がよくわかるが、国の指定文化財があまり記載されていないように感じるので、各分野の既存の文化財ももう少し記載してもよいのでは。

委員：「額田地区の山里の暮らし」において、もう少し山に関わる生業という視点があると良いと思う。文化財群の広がり意識して作っていただきたい。

事務局：本計画は文化財保存活用地域計画協議会での協議等を受けながら現在作成中である。今後も本審議会で経過報告をさせていただくので、随時御意見をいただきたい。関連文化財群については、いただいた御意見を参考に修正を検討する。

(3) 愛知県指定文化財の指定について

【社会教育課説明】

愛知県は7月31日の県文化財保護審議会の答申に基づき、8月7日の愛知県公報告示により市指定天然記念物であった「藤川のまつ並木」を県指定天然記念物に指定した。これに伴い、これまでの「藤川のまつ並木」という表記を「藤川の松並木」に変更した。

3 その他

(1) 次回以降の審議会開催について

次回審議会は令和2年11月に実施予定